

酒田市マイナンバーカード出張窓口サービス（個人宅訪問型）実施要領

酒田市では、市窓口への来庁が困難な方を対象に、市職員が自宅まで出張して、無料で顔写真の撮影から申請までの手続きをサポートします。必要書類がそろっていれば、マイナンバーカードを市役所に出向くことなく郵送で受け取ることができます。

1 対象者（次のすべてに該当するかた）

- （1）市内に住民登録があり、訪問先の自宅が住民登録地であること
- （2）おおむね 65 歳以上または障害者手帳をお持ちで、病気や障がいなどで外出が困難な方
- （3）その他外出が困難な方（市長が認めた場合に限る）

2 実施条件（すべての条件を満たすこと）

- （1）訪問先の自宅が住民登録地であること
- （2）15 歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人が同席すること
- （3）外国人住民の方は、在留期限が 2 か月以上であること
- （4）介護等が必要な方の場合は、介助者の同席がされること
- （5）申請から 2 か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと

3 実施日時

平日の午前 10 時から午後 4 時まで

※繁忙期は日程を調整させていただく場合があります。

4 申請日に必要となる書類

- （1）通知カード（原本回収。ない場合は当日紛失届を記入）
- （2）本人確認書類の原本（詳細は 5 を参照）
- （3）マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

※新しいカードと引き換えになります。返納できない場合は有料となります。

5 本人確認書類の種類（有効期限内であるものに限る）

下表のうち「A から 1 点」、または「B から 2 点」

A	B
運転免許証、マイナンバーカード、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降に交付されたもの）など	資格確認書、医療受給者証、介護保険証、子育て支援医療証、母子手帳、学生証、預金通帳、年金手帳、年金証書、生活保護受給者証など

6 法定代理人が同行する場合（15歳未満のかた・成年被後見のかた）

申請者本人の本人確認書類に加えて、下記の書類が必要です。

- (1) 法定代理人の本人確認書類（「5 本人確認書類の種類」参照。）
- (2) 法定代理人であることの確認書類（戸籍謄本、登記事項証明書など。ただし法定代理人が同一世帯の場合は不要）

7 申し込み

電話で市民課住民係へ 電話 0234-26-5723

8 申し込みから交付までの流れ

- (1) 申請者は、当日、必要書類を準備してください。
- (2) 必要書類の記入、顔写真の撮影、暗証番号の決定等を行います。
- (3) 申請から約1か月程度でマイナンバーカードを住所地に郵送します（市役所受け取りも選択できます）。